

秋田県告示第183号

秋田県田沢湖スキー場条例（平成18年秋田県条例第77号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県田沢湖スキー場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

承認した秋田県田沢湖スキー場の利用料金は、令和8年6月1日から適用する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木健太

1 リフトの利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額	
1回券 ペアリフト	小学校児童	1人につき	500円	
	中学校生徒及び高等学校生徒		500円	
	一般		500円	
	60歳以上		500円	
1回券 クワッドリフト	小学校児童		1,000円	
	中学校生徒及び高等学校生徒		1,000円	
	一般		1,000円	
	60歳以上		1,000円	
5時間券	中学校生徒及び高等学校生徒		3,100円	
	一般		4,800円	
	60歳以上		4,000円	
1日券	小学校児童		1,700円	
	中学校生徒及び高等学校生徒		3,300円	
	一般		5,300円	
	60歳以上		4,400円	
	福祉		小学校児童	850円
			中学校生徒及び高等学校生徒	1,650円
			一般	2,650円
			60歳以上	2,200円
	企画		小学校児童	850円以上1,600円以下
			中学校生徒及び高等学校生徒	1,650円以上3,200円以下
			一般	2,650円以上5,200円以下
			60歳以上	2,200円以上4,300円以下
シーズン券	小学校児童		15,000円	
	中学校生徒		25,000円	
	高等学校生徒		30,000円	
	一般		65,000円	
	60歳以上		55,000円	
	70歳以上		30,000円	

備考

- この表における「1日」とは、営業の開始時刻から営業の終了時刻までをいう。
- この表における「小学校児童」及び「中学校生徒及び高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- この表における「福祉」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者が使用する場合に適用する。
- この表における「企画」は、企画商品の種類に応じて、表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。

2 会議室の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額
会議室	A	1時間につき	530円
		半日	2,120円
		一日	4,240円
	B	1時間につき	380円
		半日	1,520円

	一日	3,040円
--	----	--------

備考

- この表において「半日」とは、営業の開始時間から正午まで又は正午から営業の終了時間までをいう。
- この表において「1日」とは、営業の開始時間から営業の終了時間までをいう。

3 土地及び建物の利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額
土地及び駐車場	対価を得る場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	940円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	30円
	対価を得ない場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	470円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	20円
建物	対価を得る場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	2,830円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	90円
	対価を得ない場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	1,410円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	50円

備考

- この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物若しくは駐車場を使用するときの利用料金の額は、対価を得る場合の利用料金の額とする。
- 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算するものとする。
- 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。